「外務省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和８年３月３１日
外務省大臣官房総務課

令和６年１月３０日から２月２８日まで、「外務省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案」に関する意見募集を行ったところ、１件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を別紙のとおりお知らせいたします。

なお、取りまとめの都合上、御意見は適宜集約しております。

なお、この意見募集に係る省令案は、「外務省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案（外務省令第１１号）」として、公布・施行されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

別紙

第１ 意見募集期間
令和６年１月３０日～２月２８日

第２ 意見数
１件

第３ 御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見等の要旨	御意見等に対する考え方
クラウドサービスの利用については、政府が運用するものと民間のクラウドサービスを利用するものを分けるべき。またクラウドサービス等の利用に関しては、「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする。」というような文を記載する等して、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応についての法令での義務化を行うようにするのが適切。	いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。